

長 第 1 2 9 7 号

平成 24 年 1 月 30 日

各 市 町 村 長 殿

(養護老人ホーム入所措置担当課扱い)

山形県健康福祉部長

(公 印 省 略)

扶養控除廃止に係る養護老人ホームへの入所措置要件、
費用の徴収及び軽費老人ホーム A 型の利用料の受領に係
る取扱いについて (通知)

このことについて、厚生労働省老健局長から別添のとおり通知がありましたので御承
知いただくとともに、貴管内の養護老人ホームに周知くださるようお願いいたします。

担当 長寿社会課 高齢福祉主査 阿部雅人 TEL 023-630-2273 FAX 023-630-2271
--